



**WORLD
ANTI-DOPING
AGENCY**

play true

世界ドーピング防止規程 (The World Anti-doping Code)

治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準 (International Standard for Therapeutic Use Exemptions)

治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準は英文版が原本となります。
本国際基準の英語版と日本語版に差異がある場合には、英語版が優先されます。

2009年版

2009年1月1日
(January 1, 2009)

財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

前文 (Preamble)

世界ドーピング防止規程「治療目的使用に係る除外措置 (TUE) に関する国際基準」は、世界ドーピング防止・プログラムの一環として策定しなければならない第 2 段階の国際基準である。

「TUE に関する国際基準」の策定にあたって、国際競技連盟、国際オリンピック委員会及び国内ドーピング防止機関の各種手続・規則並びにドーピング・コントロール国際基準 (ISDC) 改訂版の関連部分の検討が行われた。WADA の専門家グループが、提示された意見を広範に協議、熟考したうえで、検討協議し本件文書を作成した。

「TUE に関する国際基準」の公式本文は、WADA により管理され、英語版と仏語版により発行される。英語版と仏語版の間に不一致がある場合は、英語版を優先させる。

この「TUE に関する国際基準 (version3.0)」は、2009 年 1 月 1 日より有効である。

目次 (Table of Contents)

第 1 部：概説、規程の関連条項及び定義.....	5
1.0 概説及び適用範囲	5
2.0 WADA 規程の関連条項	6
3.0 用語及び定義	8
3.1 WADA 規程の用語	8
3.2 「治療目的使用に係る除外措置 (TUE) に関する国際基準」の用語	12
第 2 部：治療目的使用に係る除外措置 (TUE) の付与に関する基準.....	13
4.0 治療目的使用に係る除外措置 (TUE) の付与に関する基準	13
5.0 情報の守秘	14
6.0 治療目的使用に係る除外措置委員会 (TUEC)	15
7.0 治療目的使用に係る除外措置 (TUE) の申請手続	15
8.0 使用についての申告	18
9.0 情報交換センター	18
10.0 移行措置過渡期の規定	18
付録 1：喘息疾患の TUE 申請時に必要最低限の医療記録について	20
付録 2：治療目的使用に係る除外措置 (TUE) 申請書	

第 1 部 — 概説、規程の関連条項及び定義

(Part One: Introduction, Code Provisions And Definitions)

1.0 概説及び適用範囲 (Introduction and Scope)

「TUE に関する国際基準」の目的は、治療目的使用に係る除外措置を付与する手続を全ての競技・国にわたって調和させることにある。

WADA 規程は、競技者本人及び競技者を治療した医師に対して、治療目的使用に係る除外措置 (TUE) の申請を認めている。即ち、禁止物質・禁止方法の表に盛り込まれた物質又は方法のうち本来であれば禁止されているものについて、治療目的による使用が認められている。

「TUE に関する国際基準」に盛り込まれているのは、TUE を付与する基準、情報の守秘、治療目的使用に係る除外措置委員会の構成、及び TUE の申請手続である。

本件基準の適用対象となるのは、WADA 規程により定義された競技者であって WADA 規程の拘束を受ける者全員である。即ち、障害のある競技者を含め、全ての競技者に対して適用される。

世界ドーピング防止プログラムには、国際的・国内的ドーピング防止プログラムを最大限調整し、かつ最もよい実施方法のモデルを実現する上で必要な要素が全て盛り込まれている。その主な構成要素は、WADA 規程（第 1 段階）、国際基準（第 2 段階）及び「最もよい方法のモデル」（第 3 段階）である。

WADA 規程の概説部分において、国際基準の目的及び履行の在り方が下記のように要約されている。

「ドーピング防止プログラム内の様々な技術上、及び運用上の国際基準は、署名当事者及び各国政府との協議の上で策定され、WADA によって承認される。国際基準の目的は、ドーピング防止プログラムにおける特定の技術上の分野及び運用上の分野に責任を有する各ドーピング防止機関間の調和を図ることである。WADA 規程の遵守のためには、国際基準に従うことが必須である。国際基準は、署名当事者及び各国政府との適切な協議を経た上で、WADA 常任理事会により適宜改定される。WADA 規程に別段の定めがない限り、国際基準及びその改定は、当該国際基準又は改定において指定された日付において発効するものとする。」

国際基準を遵守している場合（他に代わる基準、慣行、実施要領を遵守していない場合でも）、当該国際基準に盛り込まれた実施要領を適切に履行しているものと見なされる。

WADA 規程において示される定義は、イタリック体で表記されている。それ以外の「TUE に関する国際基準」に特有の定義には、下線が付されている。

2.0 規程の関連条項 (Code Provision)

WADA 規程の下記条項は、「TUE に関する国際基準」に直接的に対応している。

WADA 規程第 4.4 項 治療目的使用

WADA は、TUE 付与手続に関する国際基準を採択している。

各国際競技連盟は、国際水準の競技者又は国際競技大会に出場する競技者について、競技者が禁止物質又は禁止方法の使用を要する旨の診断書を有する場合には、その者が TUE を申請できる手続が整備されるようにしなければならない。国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれる競技者は、国際競技連盟の規則に従ってのみ、TUE を付与されることができる。

各国際競技連盟は、当該国際競技連盟からの TUE 取得が要求される国際競技大会のリストを公表しなければならない。各国内ドーピング防止機関は、自己の傘下の競技者のうち国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれない全競技者について、競技者が禁止物質又は禁止方法の使用を要する診断書を有する場合には、その者が TUE を申請できる手続が整備されるようにしなければならない。当該申請は、TUE に関する国際基準に基づいて評価される。国際競技連盟及び国内ドーピング防止機関は、国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれていない国内水準の競技者に対して付与した場合を除き、TUE を付与した場合には、速やかにその旨を ADAMS を経由して WADA に報告しなければならない。

国際水準の競技者、又は国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれた国内水準の競技者に対して TUE が付与された場合には、WADA は、随時、職権により当該付与を審査することができる。さらに、TUE の申請が却下された競技者から請求があった場合には、WADA は当該却下についても審査することができる。上記の TUE の付与又は却下が TUE に関する国際基準に合致しないと判断した場合には、WADA は当該決定を覆することができる。

これに対し、国際競技連盟が、本項の要求に従い、競技者が TUE を申請する手続きを整備しない場合には、国際水準の競技者は WADA に対し、TUE の申請が却下された場合と同様に、審査を求めることができる。

禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること（第 2.1 項）、禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること（第 2.2 項）、禁止物質又は禁止方法を保有すること

(第 2.6 項)、又は、禁止物質若しくは禁止方法を投与し、又はこれらを企てること（第 2.8 項）は、TUE に関する国際基準に基づき定められた TUE に関する条項に合致する限りにおいて、ドーピング防止規則違反とはみなされない。

WADA 規程第 13.4 項 TUE を付与する又は不承認とする決定に対する不服申立て

TUE の付与又は不承認が WADA の決定により覆された場合には、競技者又は自己の決定を覆されたドーピング防止機関は、CAS のみに対して不服申立てをすることができる。TUE の不承認が WADA 以外のドーピング防止機関により決定され、WADA によっても当該不承認が覆されなかった場合には、国際水準の競技者は、CAS に不服申立てをすることができ、国際水準の競技者ではない競技者は、第 13.2.2 項に定める国内水準の審査機関に不服申立てをすることができる。国内水準の審査機関が TUE を承認しない決定を覆した場合には、WADA は、当該決定について CAS に不服申立てをすることができる。

ドーピング防止機関が適切に提出された TUE 申請について合理的な期間内に対応しなかった場合、当該ドーピング防止機関の不对応という事実は、本項に規定された不服申立てをする権利との関係では TUE 申請に対する拒絶とみなされる。

WADA 規程第 14.5 項 ドーピング・コントロール情報に関する情報交換センター

WADA は、国際水準の競技者、及び国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含まれた国内水準の競技者について、ドーピング検査のデータ及び結果に関する中枢の情報交換センターとしての役割を果たすものとする。

複数のドーピング防止機関により、検査配分計画の調整を促進すると共に、不要な検査重複を回避するために、各ドーピング防止機関は、当該競技者に関する競技会検査及び競技会外の検査の内容を、検査実施後、できるだけ早期に WADA 情報交換センターに対して報告する。WADA は、競技者、競技者が所属する国内競技連盟、国内オリンピック委員会又は国内パラリンピック委員会、国内ドーピング防止機関、国際競技連盟及び国際オリンピック委員会、又は国際パラリンピック委員会が当該情報を入手できるようにする。

ドーピング・コントロール検査データの情報交換センターとして機能することを可能にするため、WADA は、新たなデータプライバシーの原則を反映したデータベース管理ツールである ADAMS を開発した。とりわけ、WADA は、WADA 及び ADAMS を使用する他の機関に適用されるデータ機密性に関する規則及び規範と整合するように ADAMS を開発してきた。

競技者、競技者支援要員又はその他のドーピング防止活動に関与する人に関する個人情報は、カナダのプライバシーに関する当局の監督を受け、機密情報として、プライバシー保護に関する国際

基準に従って、WADA により保持される。また、WADA は、常に競技者のプライバシーが十分に尊重され、かつ、国又は地域の情報プライバシーに関する当局との協議に対応可能な状態を確実にした上で、少なくとも年 1 回、提供を受けた情報をまとめた統計に関する報告書を公表しなければならない。

WADA 規程第 15.4 項 相互承認

15.4.1 WADA 規程に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、TUE、及び聴聞会の結果、又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定は、第 13 条が規定する不服申し立ての権利を条件として、他の署名当事者全てにより承認され、尊重される。

[第 15.4.1 項の解説：これまで、TUE に関しては、本項の解釈に若干の混乱があった。国際競技連盟の規則、又は国際競技連盟との合意において別段の定めがない限り、国内ドーピング防止機関は、国際水準の競技者に対し TUE を付与する「権限」を有しない。]

15.4.2 署名当事者は、WADA 規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が WADA 規程に適合している場合には、これを承認するものとする。

[第 15.4.2 の解説：WADA 規程を受諾していない機関による決定に、WADA 規程に準拠している点とそうでない点がある場合には、署名当事者は当該決定について、WADA 規程の原則に調和するような形で適用するよう試みなければならない。

例えば、WADA 規程と整合する手続きにおいて、非署名当事者が、禁止物質がその体内に存在するという理由で、競技者がドーピング防止規則に違反した旨認定したが、適用される資格停止期間は WADA 規程において規定された期間よりも短いという場合には、全署名当事者は、ドーピング防止規則違反の事実認定を承認するものとし、かつ、競技者が所属する国内ドーピング防止機関は、WADA 規程に定められたより長い期間の資格停止期間が課せられるべきか否かを決定するために、第 8 条に整合する聴聞会を実施するものとする。]

3.0 用語及び定義 (Terms and definitions)

3.1 WADA 規程の用語

「ドーピング防止管理運営システム」(ADAMS) とは、情報保護に関する法とあいまって、関係者及び WADA のドーピング防止活動を支援するように設計された、データを入力し、保存し、共有し、報告するためのウェブ上のデータベースによる管理手段をいう。

「違反が疑われる分析報告」(Adverse Analytical Finding) とは、分析機関又は分析機関に関する国際基準及びこれに関連する技術上の文書に整合する WADA 認定の機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物もしくはマーカーの存在（内因性物質の量的増大を含む）が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

「ドーピング防止機関」(Anti-Doping Organization) とは、ドーピング・コントロールの過程に関する規則を採択し、ドーピング・コントロールの過程の開始、実施、又は執行に責任を負う署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会 (IOC)、国際パラリンピック委員会 (IPC)、その他の主要競技大会機関であって自己の競技大会において検査を実施する団体、WADA、国際競技連盟 (IF)、国内ドーピング防止機関 (NADO) 等が挙げられる。

「競技者」(Athlete) とは、国際的な (定義については各国際競技連盟が定める。) 又は国内的な (定義については各国内ドーピング防止機関が定めるものとし、その検査対象者登録リストに記載された人を含むが、これに限られない。) 水準のスポーツに参加する全ての人及び WADA 規程を受諾している署名当事者若しくはその他のスポーツ機関の管轄に服するその他の競技参加者をいう。検査及び TUE 等を含む WADA 規程の全ての条項は、国際的な水準及び国内的な水準の競技参加者に適用される。国内ドーピング防止機関は、現在又は将来において国内的な水準の競技参加者とはならないレクリエーション・レベル又はマスターズ・レベルの競技参加者のために、検査を行い、また、ドーピング防止規則を適用することを選択することができる。しかしながら、国内ドーピング防止機関は、WADA 規程の必ずしも全ての条項を当該人に対し適用することを要求されている訳ではない。WADA 規程と抵触しない限りにおいて、国際的な水準又は国内的な水準ではない競技参加者のドーピング・コントロールのために国内規則を定めることができる。ゆえに、国は、レクリエーション・レベルの競技参加者に対して検査を実施することを選択することはできるが、TUE 又は居場所情報を要求することはできない。同様に、マスターズ・レベルの競技参加者のみを対象とする競技大会を開催する主要競技大会機関も、競技参加者に対して検査を実施することを選択することができるが、事前の TUE 申請や居場所情報を要求することはできない。第 2.8 項 (投与又は投与を企てること) 及びドーピング防止情報並びに教育との関係では、WADA 規程を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下においてスポーツに参加する人は、競技者に該当する。

「競技者」の解説：本定義は、国際的な水準及び国内的な水準の競技者 (国際的な水準又は国内的な水準のスポーツの厳密な定義は、国際競技連盟又は国内ドーピング防止機関のドーピング防止規則が各々定める。) 全てに対して WADA 規程のドーピング防止規則が適用される旨を明らかにするものである。国内水準の場合、WADA 規程に基づいて導入されたドーピング防止規則は、最低限、あらゆるスポーツにおける国内代表チームの全構成員とあらゆる国内選手権大会の参加資格を有する全ての者に対して適用される。しかしながら、上記は、当該競技者全員を国内ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに含めなければならないということ意味するものではない。また、上記の定義は、国内ドーピング防止機関が、適切であると判断した場合に、国内的な水準の競技者のみならず、より低い水準の競技会における競技参加者に対しても自己ドーピング防止プログラムの適応範囲を拡大することをも認めている。競技水準の如何に関係なく、競技参加者がドーピング防止関連の情報及び教育を受けられるようにしなければならない。]

「WADA 規程」(Code) とは、世界ドーピング防止規程をいう。

「競技会」(Competition) とは、個人の競争、対戦競技、団体競技又は単独の競技をいう。具体例とし

ては、バスケットボールの試合又はオリンピックの 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競争及びその他の競技のうち日々又はその他の中間的な間隔で賞が授与されるものについては、適用のある国際競技連盟の規則において**競技会**と**競技大会**との区別が定められる。

「**ドーピングコントロール**」(*Doping Control*)とは、居場所情報の提供、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、TUE、分析結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から、不服申し立て最終的な解決までの全ての段階及び過程をいう。

「**競技大会**」(*Event*)とは、単一の決定機関の下で実施される一連の個別**競技会**のことをいう。(例、オリンピック大会、FINA 世界選手権大会、汎アメリカ大会)。

「**競技大会の期間**」(*Event Period*)とは、**競技大会**の決定機関により定められた、**競技大会**の開始と終了の間の時間をいう。

「**競技会 (時)**」(*In-Competition*)とは、国際競技連盟又はその他の関係するドーピング防止機関の規則に別段の定めがない限り、**競技者**が参加する予定の**競技会**の 12 時間前に開始され、当該**競技会**及び**競技会**に**関係する**検体採取過程の終了までの期間をいう。

「**国際競技大会**」(*International Event*)とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要**競技大会機関**又はその他の国際的スポーツ団体が決定機関であり、当該**競技大会**に関して公式技術役職員を指名している**競技大会**をいう。

「**国際水準の競技者**」(*International-Level Athlete*)とは、国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられるものとして、一又は二以上の国際競技連盟により指定された**競技者**をいう。

「**国際基準**」(*International Standard*)とは、WADA 規程を支援する目的で WADA によって採択された基準をいう。**国際基準**(他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして)を遵守しているというためには、**国際基準**に盛り込まれた手続きを適切に実施していると判断されることが必要である。**国際基準**は、**国際基準**に基づき公表された技術上の文書を含む。

「国内ドーピング防止機関」(National Anti-Doping Organization)とは、各国内において、ドーピング防止規則の採択及び実施、検体採取、検査結果の管理並びに聴聞会の監督に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。上記には、複数の国により当該複数の国のために地域ドーピング防止機関として指定を受けた団体も含まれる。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、その当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内ドーピング防止機関となる。

「国内競技大会」(National Event)とは、国際水準の競技者又は国内水準の競技者が参加する競技大会のうち国際競技大会に該当しないものをいう。

「競技会外」(Out-of-Competition)とは、競技会時におけるドーピング・コントロール以外のドーピング・コントロールをいう。

「禁止表」(Prohibited List)とは、禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。

「禁止方法」(Prohibited Method)とは、禁止表に掲げられる方法をいう。

「禁止物質」(Prohibited Substance)とは、禁止表に掲げられる物質をいう。

「検査対象者登録リスト」(Registered Testing Pool)とは、国際競技連盟又は国内ドーピング防止機関の検査配分計画の一環として、競技会検査及び競技会外の検査の双方を受けなければならない、最高位の競技者について各国際競技連盟及び国内ドーピング防止機関が別々に定めたリストをいう。国際競技連盟は、自己の検査対象者登録リストに挙げられた競技者について、氏名又は明確に定義された固有の基準により特定したリストを公表しなければならない。

「署名当事者」(Signatories)とは、WADA 規程に署名し、WADA 規程を遵守することに同意した団体をいい、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内ドーピング防止機関及び WADA を含む。

「検査」(Testing)とは、ドーピング・コントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。

「使用」(Use)とは、禁止物質を利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取すること又は禁止方法によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

「WADA」とは、世界ドーピング防止機構をいう。

3.2「治療目的使用に係る除外措置（TUE）に関する国際基準」の用語

「遡及的 TUE」(Retroactive TUE) とは、分析機関により違反が疑われる分析報告（AAF）がなされた後に、医療記録に基づいて治療目的使用に係る除外措置委員会が承認した TUE をいう。

「治療 (Therapeutic)」とは、薬物又は医学的方法により病状に対し、処置を行うこと若しくはその処置に関係すること、又は療法を提供若しくは援助することをいう。

「TUE」とは、スポーツにおいて、禁止物質（または禁止方法）を使用する前に、治療目的使用に係る除外措置委員会が医療記録をもとに承認した治療目的に係る除外措置をいう。

「TUEC」とは、治療目的使用に係る除外措置委員会をいう。同委員会は、関連のドーピング防止機関が設ける小委員会である。

「WADA TUEC」とは、WADA 治療目的使用に係る除外措置委員会をいう。同委員会は、WADA が設ける小委員会である。

第2部－治療目的使用に係る除外措置（TUE）の付与に関する基準 (Part Two: Standards for Granting Therapeutic Use Exemption)

4.0 治療目的使用に係る除外措置（TUE）の付与に関する基準

TUE は、禁止表に盛り込まれた禁止物質又は禁止方法の使用が競技者に付与されることである。TUE の申請については、治療目的使用に係る除外措置委員会（TUEC）による審査を受けることになる。TUEC は、ドーピング防止機関が任命する。適用措置が付与されるのは、下記の基準が厳格に満たされている場合のみに限られる。

[解説－本件基準の適用対象となるのは、WADA 規程により定義された競技者であって、WADA 規程の拘束を受ける者全員である。即ち、障害のある競技者を含め、全ての競技者に対して適用される。この基準の適用は、個人の事情に応じて左右される。例えば、障害のある競技者にとって適切な適用措置は、他の競技者の場合には適用されないケースがある。]

- 4.1 競技者は承認が必要な日（競技大会など）の 21 日前までに TUE の申請を行うこと
- 4.2 急性又は慢性の病状を治療する過程において禁止物質又は禁止方法を用いなかった場合に、当該競技者が深刻な障害を受けること。
- 4.3 当該禁止物質又は禁止方法を治療目的で使用することにより、競技能力の強化（ただし、正当な病状治療を経て健康状態に回復することから予想されるものは除く）が生じないこと。禁止物質又は禁止方法を使用して「正常下限」レベルの内因性ホルモンを増加させることは、妥当な治療措置であるとは見なされない。
- 4.4 当該禁止物質又は禁止方法を使用する以外に、適正な治療法が存在しないこと。
- 4.5 当該禁止物質又は禁止方法を使用の必要性は、禁止リスト記載物質の治療目的以外で全面的あるいは一部使用したことの継続となっていないこと。
- 4.6 下記の状態が発生した場合に、措置を付与した機関によって TUE が取り消されること。
 - a. 当該適用措置を付与したドーピング防止機関が課した要件又は条件を競技者が速やかに遵守しない場合
 - b. TUE の有効期限が満了した場合

- c. ドーピング防止機関によって TUE が撤回される旨、競技者に対して通知が行われた場合

[解説 — TUE にはそれぞれ有効期限があり、その有効期限は TUEC によって決定される。場合によっては、TUE が満了又は撤回されても、TUE の対象となる禁止物質が競技者の体内に依然として存在しているケースがある。このような場合、当該ドーピング防止機関は、違反が疑われる分析報告 (AAF) の最初の検討作業において、分析結果が TUE の満了又は撤回と一致するか否かを判断しなければならない。]

4.7 TUE の申請が遡及的な承認であると見なされないこと。ただし、下記いずれかの条件が満たされている場合は、この限りではない。

- a. 救急治療又は急性病状の治療が必要である場合
- b. 不測の事態につき、ドーピング・コントロールに先立って申請を請求する時間的余裕がなかった場合、又は、TUEC がドーピング・コントロールに先立って申請内容を検討する時間的余裕がなかった場合
- c. 第 7.13 項に述べられた条件が適応される場合

[解説 — 救急疾患又は急性の病状であって TUE の申請に先立って禁止物質又は禁止方法の使用を必要とするケースは、稀である。同様に、競技の開催が差し迫っていることを理由として TUE の申請を短期間で審査しなければならないという状況も稀である。ただし、TUE を付与するドーピング防止機関は、部内の手続を整備して上記の状況に対応できるようにしなければならない。]

5.0 情報の守秘

5.1 申請を行う者は、TUEC の構成員、必要に応じて他の外部の医療関係者若しくは科学分野有識者、又は TUE の運用、審査若しくは上訴に関与する所要の職員全員に対して当該申請に関する全情報を伝達することについて、承諾書を提出しなければならない。

外部の独立専門家の支援が必要になる場合、その当該競技者を特定しない形で、申請内容の詳細情報が全て提供されるものとする。又、申請を行う者は、TUEC の決定内容が WADA 規程の定めに基づいて他のドーピング防止機関に伝達されることについて、書面で同意を与えなければならない。

5.2 TUEC の構成員及びドーピング防止機関の事務局は、厳格な守秘義務をもってその活動を行うこととする。TUEC の全構成員及び関連職員については、その全員が機密保持契約に署名を付すものとする。これらの者は、特に下記の情報について守秘義務を負うものとする。

- a. 競技者本人及び競技者の治療に関与する医師から提供された医学的な情報及びデータ
- b. 当該手続きに関与する医師の氏名など、申請に関する詳細事項

競技者本人に代わって医療記録を取得できるという TUEC 又は WADA TUEC の権利を競技者本人が無効にしたいと考えている場合、当該競技者は、自分の担当医に対してその旨を書面で通知しなければならない。この判断の結果、当該競技者は、TUE を受けられず、既存の TUE も更新できなくなる。

6.0 治療目的使用に係る除外措置委員会 (TUEC)

TUEC の構成及び活動は、下記の指針に基づくものとする。

- 6.1 TUEC には、競技者の治療及び処置に経験を有し、かつ臨床医学、スポーツ医学及び運動医学の正しい知識を有する医師を少なくとも 3 名含めなければならない。一定水準の判断の独立性を確保するため、TUEC の構成員の多くは、ドーピング防止機関において、いかなる利益相反 (conflict of interest) や政策的責任 (any political responsibility) を持つてはならない。TUEC の構成員は、その全員が利益相反同意書に署名を付すものとする。障害のある競技者が関係する事案においては、TUEC の構成員のうち少なくとも 1 名は、障害のある競技者の治療及び処置に経験を有する者でなければならない。
- 6.2 TUEC は、適切と判断した場合、TUE の申請に関する諸事情を審査する際に医学的意見又は科学的意見を求めることができる。
- 6.3 WADA TUEC は、第 6.1 項に定める基準に基づいて構成されるものとする。WADA TUEC の設置目的は、ドーピング防止機関によって付与された TUE の決定をその職権により審査することにある。WADA 規程 第 4.4 項の定めに従い、ドーピング防止機関によって TUE が却下された競技者から求めがある場合、WADA TUEC は、当該決定を審査して、その決定を覆すことができる。

7.0 治療目的使用に係る除外措置 (TUE) の申請手続

- 7.1 TUE の検討が行われるのは、不備のない申請書を受理した後に限られるものとし、当該申請書には関連書類 (付録 2 「TUE の申請書」を参照) が全て含まれていなければならない。申請手続の取扱は、医学的守秘義務の原理原則に厳格に基づいて行わなければならない。

- 7.2 付録 2 に示された TUE の申請書については、情報の追加的提供を盛り込む形でドーピング防止機関が修正できるが、セクション又は項目は削除しないものとする。
- 7.3 TUE の申請書は、ドーピング防止機関によって他言語に翻訳できるが、申請書の英語表記又はフランス語表記は残さなければならない。
- 7.4 競技者は、複数のドーピング防止機関に対して TUE の申請を行ってはならない。申請を行う場合には、競技者の競技に加えて、必要に応じて種目及びポジションを明記しなければならない。
- 7.5 申請を行う場合には、現在・過去における禁止物質・禁止方法の使用許可申請、当該申請の提出先となった機関及び当該機関の決定内容を記載しなければならない。
- 7.6 申請を行う場合には、関連の病歴を包括的に盛り込むとともに、申請に関係する診察所見、検査結果及び画像所見を全て含めなければならない。診断や治療に関する議論や有効期間については、WADA の「Medical information to Support the Decisions of TUECs」に準拠すること。喘息に関しては付録 1 に記された要件を満たさなければならない。
- 7.7 上記以外に関連した調査、診察・検査、画像検査について、ドーピング防止機関の TUEC から求めがあった場合、申請者本人又は申請者が所属する国内スポーツ団体の費用負担で上記の調査等を実施する。
- 7.8 申請を行う場合には、相応の資格を有する医師が記載した証明書を含めなければならない。この証明書では、競技者の治療における当該禁止物質又は禁止方法の必要性を証明するとともに、使用の認められている代替薬剤を治療に用いることができない理由、又は用いることができなかった理由を記載しなければならない。
- 7.9 当該禁止物質又は禁止方法の投与量、投与頻度、投与経路又は投与期間は、具体的に明記しなければならない。また、変更があった場合は、新しく申請書を提出しなければならない。
- 7.10 通常、TUEC の決定は、全ての関連資料を受領後 30 日以内に終了し、当該ドーピング防止機関から競技者本人に対して書面で伝達されるものとする。TUE の申請からその競技者の参加する競技会が始まるまで十分に時間がある場合は、TUEC はできる限りその申請を競技会開催までに完了させること。ドーピング防止機関の検査対象者登録リストに記載された競技者に対して TUE が付与された場合、TUE の有効期間及び関連条件に関する情報が競技者及び WADA に対して速やかに伝達されるものとする。
- 7.11 a. WADA 規程第 4.4 項の定めに従い競技者から審査請求を受けたとき、WADA TUEC は、ドーピング防止機関が却下した TUE に関する決定を WADA 規程第 4.4 項に従って覆すことが

できる。この際、当該競技者は、ドーピング防止機関に対して当初提出したのと同じ形式で、WADA TUEC に対して TUE に関する全情報を申請手数料も添えて提出する。審査手続が終了するまで、当初の決定が引き続き効力を有する。この手続は、WADA が上記の情報を受けてから 30 日を超えないものとする。

b. WADA は、職権により審査を随時行うことができる。

7.12 TUE の付与に関する決定が WADA の審査で覆された場合、当該破棄は遡及的には適用されないものとし、TUE が付与されていた期間における当該競技者の結果は失効しないものとする。又、破棄の効力は、競技者に対する決定の通知から 14 日以内に発生するものとする。

7.13 吸入ペーパ 2 作用薬の使用について

一吸入ホルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンの使用は、現在の臨床診療を反映する。

これらの物質の使用がなされてから速やかに、合理的に実行可能な場合には WADA 規程に沿って ADAMS にて申告し、検査時には公式記録書にも申告すること。これらを怠った場合は、特に遡及的 TUE 申請がなされた場合に、結果管理手続きにおいて、これらの状況が考慮される。

一上記の物質を吸入で使用する競技者は、正当な使用を証明し、かつ付録 1 に記されている最低要件を満たす医療記録を有していなければならない。

競技者の区分によって医療記録は以下のように評価される。

一国際競技連盟の検査対象者登録リスト対象競技者は、禁止物質（または方法）の使用前に TUE の承認を受けること。

一国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれていないが、国際競技大会に参加する競技者は、国際競技連盟または大会組織委員会の規則に従い、TUE または遡及的 TUE（違反が疑われる分析報告の場合）の承認を受けること。

一国際競技連盟の検査対象者登録リストに含まれていない国内水準の競技者は、国内の検査対象者登録リストに含まれているか否かにかかわらず、国内ドーピング防止機関の規則に従い TUE または遡及的 TUE（違反が疑われる分析報告の場合）の承認を受けること。

一付録 1 の必要条件が満たされていない遡及的 TUE は認められない。すなわち、かかる状況において分析機関によって報告された違反が疑われる分析報告（AAF）はドーピング防止規則違反

と判断される。

一競技者は希望すれば随時 TUE を申請することができる

一過去に、TUE または遡及的 TUE を申請した競技者で、当該申請が否認された競技者は、TUE の承認前にその申請物質を使用することはできない（遡及的 TUE は許可されない）。

8.0 使用についての申告

8.1 禁止表に含まれる物質の中には、競技者が頻繁に遭遇する病状の処置に使用されるものがあることが知られている。以下の物質は、投与経路によっては禁止されていないが、監視目的で簡易な使用の申告を必要とする。これらの取扱は、厳密に以下の物質に限定される：

糖質コルチコイドの非全身的使用、すなわち、関節内、関節周囲、腱周囲、硬膜外、皮内注射および吸入使用。

8.2 上記の物質においては、使用と同時に合理的に実行可能な場合には WADA 規程に沿って ADAMS にて申告する。この申告には診断名、使用物質名、使用量、医師の氏名と連絡先を記載すること。

これに加えて、競技者は、公式記録書に当該物質の使用を申告しなければならない。

9.0 情報交換センター

9.1 ドーピング防止機関は、第 7 項に基づき、国内ドーピング防止機関または国際競技連盟の検査対象者登録リスト対象競技者に対して付与した TUE 及び全ての参考資料を WADA に対して提供する義務を負う。

9.2 使用についての申告は、WADA (ADAMS) が閲覧可能な状態とする。

9.3 情報交換センターは、医学的情報を全て厳秘扱いにする旨を保証する。

10.0 移行措置

2008 年 12 月 31 日以前に受信された略式治療目的使用に係る除外措置 (ATUEs) は、2005 年の TUE 国際基準の規定に従うものとする。

これらの ATUE は 2009 年 1 月 1 日以降で、以下の日付の内、最も早いものまで有効とみなす

- i) 2005 年 TUE 国際基準の 8.6 項に従って所管の TUEC が再検討した結果、ATUE が無効とされた日
- ii) ATUE に記載された有効期限
- iii) 2009 年 12 月 31 日

付録 1

喘息とその亜型の TUE 申請に使用する医療記録に最低限必要な事項

記録は最新最善の医療を反映しなければならず、以下の事項を含む：

- 1) 全ての病歴
- 2) とくに呼吸器系に焦点をあてた診察の包括的所見
- 3) 1 秒量 (FEV1) の測定を含む呼吸機能検査の結果
- 4) 気道閉塞のある場合は、気管支収縮の可逆性を立証するために、短時間作用性ベータ 2 作用薬の吸入後に呼吸機能検査を再度行う。
- 5) 可逆的な気道閉塞が認められない場合は、気道過敏性を証明するために気管支誘発試験が必要である。
- 6) 担当医師の正確な氏名、専門分野、住所（電話番号、電子メール、ファックスを含む）

【JADA TUE申請書】

(TUE Application Form of the Japan Anti-Doping Agency)

Therapeutic Use Exemption



国際的水準の競技者が申請する場合はすべて英語で記入し、
すべての箇所を判読可能な文字で明瞭に記入してください。
(Please complete all sections in capital letters or typing)

1. 競技者に関する情報 (Athlete Information) (競技者が記入)

姓 (Surname) :	名 (Given Name) :
(漢字)	(ローマ字)
女性 ☐ 男性 ☐	生年月日 (Date of Birth) : 日 (d) 月 (m) 19 年 (y) (西暦)
現住所 (番地、町・字・村・区) (Address) :	
市・郡 (City) :	国 (Country) 郵便番号 (Postcode)
TEL : +81— E-mail:	
(International code)	
競技 (Sport) :	種目・ポジション (Discipline/Position)
所属国内中央競技団体 (National Sport Organization) :	
障害を有する競技者は、その障害を記載する (If athlete with disability, indicate disability) :	

2. 医学的情報 (Medical Information) (医師が記入)

十分な医学的情報を伴う診断内容 (p3の6.注を参照)
(Diagnosis with sufficient medical information-see note 1) :

禁止されていない薬剤で治療可能な場合は、禁止薬剤の使用を希望する医学的正当性を記載してください。
(If a permitted medication can be used to treat the medical condition, provide clinical justification for the requested use of the prohibited medication)

3. 薬剤使用の詳細 (Medication details) (医師が記入)

禁止物質 (Prohibited Substance(s)) 一般名 (Generic name)	使用量 Dose	使用経路 Route	使用頻度 Frequency
1.			
2.			
3.			
4.			

↓ (JADA記入欄)

	期 日	担当者
受 付 (ADAMS)	月 日	
回答送付 (ADAMS)	月 日	

申請第 _____ 号
(Application No)

極秘資料

【JADA TUE申請書】

(TUE Application Form of the Japan Anti-Doping Agency)

Therapeutic Use Exemption



国際的な水準の競技者が申請する場合はすべて英語で記入し、すべての箇所を判読可能な文字で明瞭に記入してください。

(Please complete all sections in capital letters or typing)

1. 競技者に関する情報 (Athlete Information) (競技者が記入) **記入例**

姓 (Surname) :	田中 (漢字)	TANAKA (ローマ字)	名 (Given Name) :	太郎 (漢字)	TARO (ローマ字)
女性 (Female) ☐	男性 (Male) ☒	生年月日 (Date of Birth) :	12 日 (d)	12 月 (m)	19 80 年 (y)
現住所 (番地、町・字・村・区) (Address) :	南町5-6-78				
市・郡 (City) :	所沢	国 (Country)	日本	郵便番号 (Postcode)	0000-1234
TEL : +81-	1234-5678	E-mail:	abc123@efgh.jp		
競技 (Sport) :	〇〇〇	種目・ポジション (Discipline/Position)	〇〇〇		
所属国内中央競技団体 (National Sport Organization) :	日本〇〇〇協会				
障害を有する競技者は、その障害を記載する (If athlete with disability, indicate disability) :					

2. 医学的情報 (Medical Information) (医師が記入)

十分な医学的情報を伴う診断内容 (p3の6.注を参照) (Diagnosis with sufficient medical information-see note 1) :	注意事項
診断名	
(病歴、所見、検査結果など客観的に 診断が確認できる内容を別紙で添付する。)	
禁止されていない薬剤で治療可能な場合は、禁止薬剤の使用を希望する医学的正当性を記載してください。 (If a permitted medication can be used to treat the medical condition, provide clinical justification for the requested use of the prohibited medication)	
禁止薬剤以外では治療できない理由を 明確に記載する。	

3. 薬剤使用の詳細 (Medication details) (医師が記入) **注意事項**

禁止物質 (Prohibited Substance(s)) 一般名 (Generic name)	使用量 Dose	使用経路 Route	使用頻度 Frequency
1. PREDNISOLONE	5mg/日	経口	毎日
2. 一般名を記入			
3.			
4.			

↓ (JADA記入欄)

	期 日	担当者
受付 (ADAMS)	月 日	
回答送付 (ADAMS)	月 日	

申請第 _____ 号 (Application No)

極秘資料

STRICTLY CONFIDENTIAL

使用予定期間 (Intended duration of treatment)	1 度 だけ (once only) : ☐	緊急時 (emergency) : ☐
該当箇所にチェック・記入 (Please tick appropriate box)	または期間 (週または月単位) or duration (week /month) :	
この申請者は、以前にTUE申請をしたことがありますか Have you submitted any previous TUE application		
はい いいえ yes ☐ no ☐		
申請した薬剤名 (for which substance?) :		
申請先 (To whom?) : 申請日 (When?) :		
判定 (Decision) : 承認 (Approved) ☐ 非承認 (Not approved) ☐		

4. 医師の宣誓 (Practitioner's declaration) (医師が記入)

私は上記の治療が医学的に適切であり、禁止リストに掲載されていない代替えの薬剤では、この医学的状态に対して不十分であることを認証します (I certify that above-mentioned treatment is medically appropriate and that the use of alternative medication not on the prohibited list would be unsatisfactory for this condition.)										
氏名 (Name) :										
専門医療分野 (Medical speciality) :										
現住所 (Address) :	郵便番号 (Postcode) <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					—				
				—						
Tel: +81— (International cod)	Fax:									
E-mail:										
医師の署名 (Signature of Medical Practitioner):										
日付 日 月 年 (西暦) (Date) (d) (m) 200 (y)										

5. 競技者の宣誓 (Athlete's declaration) (競技者、保護者が記入)

私	は、上記 1 の記載が真正であること、WADA禁止リストの物質又は方法の使用許可を申請していることを証明します。規程の定めに基づき、関係当事者のみ、すなわち、私が本申請を行ったアンチ・ドーピング機関、WADA職員、WADA-TUEC (治療目的使用に係る除外措置委員会) 及び他のアンチ・ドーピング機関、私が所属する国内競技団体及び都道府県体育協会に対して、個人的な医療情報が供与されることを認めます。私は、私の代わりに私自身の医療情報を取得できるというこれらの機関の権利を取り消したいと考える場合、担当医と本申請を行ったアンチ・ドーピング機関に対して、その旨を書面で通知しなければならぬことを理解しています。私は、また、私の個人的な医療情報の供与に対する同意を取り消す場合、TUE の付与又は更新は包括的な医療情報の開示なしにはできないため、TUE についての承認又は既存TUEの更新についての承認が得られないことを理解しています。
私は、ドーピングの検出、抑止及び防止のために、統一されて調整された効果的なアンチ・ドーピング・プログラムを確立するには、TUE申請に関するすべてのデータについてアンチ・ドーピング運営・管理システム (ADAMS) による処理 (例えば、送信、開示、使用及び保存) が必要であることを理解しています。私が本書に署名することは、十分に説明を受けていること、及び、かかるデータ処理に明確に同意していることを示します。	
私は、漏れなく記入された最新申請書及び当該申請に関するすべての関連書類が正式に提出された後にも、私自身又は私が本申請を行ったアンチ・ドーピング機関によってTUE申請が行われたと認識されるものであることを、理解し、同意します。	
私は、認可されたアンチ・ドーピング機関、WADA及び治療目的使用に係る除外措置委員会が、ADAMSにより私のTUE関連データにアクセスできることを、理解し、同意します。	
私は、TUEが付与された場合、かかるTUE及び関連情報は、最低8年間ADAMSに電子的に保存され、かかる8年の期間には、規程に定められたアンチ・ドーピング規則の違反に対する手続が開始され得ることを、理解し、同意します。	
WADA、アンチ・ドーピング機関及び治療目的使用に係る除外措置委員会は、私のいかなるTUE関連情報も、規程に従いこれら機関内の知る必要のある者の範囲を超えて、開示することはありません。	

「1度だけ」の場合は使用日付を記入

使用予定期間 (Intended duration of treatment)	1度だけ (once only) : ☐	緊急時 (emergency) : ☐
該当箇所にチェック・記入 (Please tick appropriate box)	または期間 (週または月単位) or duration (week / month) :	3ヶ月 (01/04/2009~31/05/2009)

この申請者は、以前にTUE申請をしたことがありますか
Have you submitted any previous TUE application

はい ☒ いいえ ☐
yes no

申請した薬剤名 (for which substance?) : BETAMETHASONE

申請先 (To whom?) : JADA 申請日 (When?) : 22/11/2007

判定 (Decision) : 承認 (Approved) ☒ 非承認 (Not approved) ☐

4. 医師の宣誓 (Practitioner's declaration) (医師が記入)

記入例

私は上記の治療が医学的に適切であり、禁止リストに掲載されていない代替えの薬剤では、この医学的狀態に対して不十分であることを認証します
(I certify that above-mentioned treatment is medically appropriate and that the use of alternative medication not on the prohibited list would be unsatisfactory for this condition.)

氏名 (Name) : 佐藤 花子

専門医療分野 (Medical speciality) : 内科

現住所
(Address) : 東京都北区西ヶ丘3-15-1 郵便番号
(Postcode) : 115-0056

Tel: +81- 7777-8888 Fax: _____
(International cod)

E-mail: sato@abcd.co.jp

医師の署名 (Signature of Medical Practitioner): 忘れずに自筆の署名を

日付 (Date) 01 (d) 04 (m) 200 9 (y) 年 (西暦)

記入例

5. 競技者の宣誓 (Athlete's declaration) (競技者、保護者が記入)

私 田中 太郎 は、上記1の記載が真正であること、WADA禁止リストの物質又は方法の使用許可を申請していることを証明します。規程の定めに基づき、関係当事者のみ、すなわち、私が本申請を行ったアンチ・ドーピング機関、WADA職員、WADA-TUEC (治療目的使用に係る除外措置委員会) 及び他のアンチ・ドーピング機関、私が所属する国内競技団体及び都道府県体育協会に対して、個人的な医療情報が供与されることを認めます。私は、私の代わりに私自身の医療情報を取得できるというこれらの機関の権利を取り消したいと考える場合、担当医と本申請を行ったアンチ・ドーピング機関に対して、その旨を書面で通知しなければならないことを理解しています。私は、また、私の個人的な医療情報の供与に対する同意を取り消す場合、TUEの付与又は更新は包括的な医療情報の開示なしにはできないため、TUEについての承認又は既存TUEの更新についての承認が得られないことを理解しています。

私は、ドーピングの検出、抑止及び防止のために、統一されて調整された効果的なアンチ・ドーピング・プログラムを確立するには、TUE申請に関するすべてのデータについてアンチ・ドーピング運営・管理システム (ADAMS) による処理 (例えば、送信、開示、使用及び保存) が必要であることを理解しています。私が本書に署名することは、十分に説明を受けていること、及び、かかるデータ処理に明確に同意していることを示します。

私は、漏れなく記入された最新申請書式及び当該申請に関するすべての関連書類が正式に提出された後にも、私自身又は私が本申請を行ったアンチ・ドーピング機関によってTUE申請が行われたと認識されるものであることを、理解し、同意します。

私は、認可されたアンチ・ドーピング機関、WADA及び治療目的使用に係る除外措置委員会が、ADAMSにより私のTUE関連データにアクセスできることを、理解し、同意します。

私は、TUEが付与された場合、かかるTUE及び関連情報は、最低8年間ADAMSに電子的に保存され、かかる8年の期間には、規程に定められたアンチ・ドーピング規則の違反に対する手続が開始され得ることを、理解し、同意します。

WADA、アンチ・ドーピング機関及び治療目的使用に係る除外措置委員会は、私のいかなるTUE関連情報も、規程に従いこれら機関内の知る必要のある者の範囲を超えて、開示することはありません。

↓ (JADA記入欄)

免責

私は、ADAMSによる私のTUE関連データの処理に関連して生ずる、私の有しうる、すべての請求、要求、責任、損害、経費及び費用から、WADA、アンチ・ドーピング機関及び治療目的使用に係る除外措置委員会をここに免責します。

同意の取り消し

私は、ADAMSによる私のTUE関連データの処理についての同意を、いつでも取り消すことができることを理解しています。私は又、かかる同意の取り消しの結果として、TUEについての承認又は既存TUEの更新についての承認が得られないことを理解しています。

I, _____, certify that the information under 1. is accurate and that I am requesting approval to use a Substance or Method from the WADA Prohibited List. I authorize the release of personal medical information to the relevant parties only i.e. to my Anti-Doping Organization(ADO)as well as to WADA staff, to the WADA-TUEC(Therapeutic Use Exemption Committee), to other ADO, to the relevant National Federation and to the relevant Prefectural Sports Association under the provisions of the Code. I understand that if I ever wish to revoke the right of these organizations to obtain my health information on my behalf, I must notify my medical practitioner and my ADO in writing of that fact. I also understand that if I withdraw my consent to the release of my personal medical information, I may not receive approval for a TUE or the renewal of an existing TUE, since no TUE can be granted or renewed without the disclosure of comprehensive medical data.

I AM AWARE THAT AN APPLICATION FOR A TUE REQUIRES THE PROCESSING(FOR EXAMPLE TRANSMISSION, DISCLOSURE, USE AND STORAGE)OF ALL DATA PERTAINING TO SUCH APPLICATION THROUGH THE ANTI-DOPING ADMINISTRATION AND MANAGEMENT SYSTEM(ADAMS)TO ENSURE HARMONIZED, COORDINATED AND EFFECTIVE ANTI-DOPING PROGRAMS FOR DETECTION, DETERRENCE AND PREVENTION OF DOPING. SIGNING THIS FORM WILL INDICATE THAT I HAVE BEEN SO INFORMED AND THAT I GIVE MY EXPRESS CONSENT TO SUCH PROCESSING OF DATA.

I understand and agree that my application for a TUE will only be considered following the formal submission, by myself or by my ADO, of the present completed application form, as well as all relevant documents related to the application.

I understand and agree that my TUE related data will be made accessible through ADAMS to the authorized ADO, to WADA and to the Therapeutic Use Exemption Committee.

I understand and agree that if a TUE is granted, such TUE and the related information will be stored electronically in ADAMS for a minimum period 8 years, the period of 8 years being the period within which an action can be commenced following a violation of an anti-doping rule contained in the Code.

WADA, Anti-Doping Organizations and Therapeutic Use Exemption Committee will not disclose any of my TUE related information beyond those persons within their organization with a need to know according to the Code.

RELEASE

I hereby release WADA as well as ADOs and TUE Committees from all claims, demands, liabilities, damages, costs and expenses that I may have arising in connection with the processing of my TUE related data through ADAMS.

WITHDRAWAL OF CONSENT

I understand that I may at any time revoke my consent for the processing of my TUE related data through ADAMS. I also understand that as a consequence of such withdrawal of consent, I will not receive approval for a TUE or a renewal of an existing TUE.

競技者の署名： _____ 記入日： _____ 日 _____ 月 _____ 年
(Athlete's Signature) _____ (Date) (d) (m) (y)

競技者が未成年の場合、または署名に障害のある競技者の場合は、当該親権者／保護者の署名と署名年月日を以下に記入してください。
(If the athlete is a minor or has a disability preventing him/her to sign this form, a parent or guardian shall sign together with or on behalf of athlete.)

親権者／保護者の署名： _____ 記入日： _____ 日 _____ 月 _____ 年
(Parent's/Guardian's signature) _____ (Date) (d) (m) (y)

6. 注 (Notes) :

注 1 Note 1	診断内容 (Diagnosis) 診断内容を確認できる証明書を添付して、本申請書とともに提出しなければならない。この医学的証明書には、これまでの病歴、診療所見、検査結果及び画像所見をもれなく盛り込むこと。可能であれば、報告書又は書簡の写しを添付する。証明書の内容は、臨床上可能な限り客観的なものとし、立証不可能な状況にある場合には、他の中立的医師の診断書を本申請書の参考資料にすることができる。(Evidence confirming the diagnosis must be attached and forwarded with this application. The medical evidence should include a comprehensive medical history and the results of all relevant examinations, laboratory investigations and imaging studies. Copies of the original reports or letters should be included when possible. Evidence should be as objective as possible in the clinical circumstances and in the case of non-demonstrable conditions independent supporting medical opinion will assist this application.)
---------------	--

不備な申請書は差し戻されるので、完全な申請書にして再提出の必要がある。

(Incomplete Applications will be returned and will need to be resubmitted)

完成させた申請書を日本アンチ・ドーピング機構に提出し、記入済み申請書のコピー 1 部を大切に保管しておくこと。
(Please submit the completed form to tha Japan Anti-Doping Agency and keep a copy of the completed form for your records.)

提出先：日本アンチ・ドーピング機構 TUE委員会

〒115-0056 東京都北区西が丘 3 丁目15番 1 号 国立スポーツ科学センター 4 階

FAX 03-5963-8031

↓ (JADA記入欄)

極秘資料

STRICTLY CONFIDENTIAL

p3/4

申請第 _____ 号
(Application No)

免責

私は、ADAMSによる私のTUE関連データの処理に関連して生ずる、私の有しうる、すべての請求、要求、責任、損害、経費及び費用から、WADA、アンチ・ドーピング機関及び治療目的使用に係る除外措置委員会をここに免責します。

同意の取り消し

私は、ADAMSによる私のTUE関連データの処理についての同意を、いつでも取り消すことができることを理解しています。私は又、かかる同意の取り消しの結果として、TUEについての承認又は既存TUEの更新についての承認が得られないことを理解しています。

I, TANAKA, TARO certify that the information under 1. is accurate and that I am requesting approval to use a Substance or Method from the WADA Prohibited List. I authorize the release of personal medical information to the relevant parties only i.e. to my Anti-Doping Organization(ADO) as well as to WADA staff, to the WADA-TUEC(Therapeutic Use Exemption Committee), to the other ADO, to the relevant National Federation and to the relevant Prefectural Sports Association under the provisions of the Code. I understand that if I ever wish to revoke the right of these organizations to obtain my health information on my behalf, I must notify my medical practitioner and my ADO in writing of that fact. I also understand that if I withdraw my consent to the release of my personal medical information, I may not receive approval for a TUE or the renewal of an existing TUE, since no TUE can be granted or renewed without the disclosure of comprehensive medical data.

I AM AWARE THAT AN APPLICATION FOR A TUE REQUIRES THE PROCESSING(FOR EXAMPLE TRANSMISSION, DISCLOSURE, USE AND STORAGE)OF ALL DATA PERTAINING TO SUCH APPLICATION THROUGH THE ANTI-DOPING ADMINISTRATION AND MANAGEMENT SYSTEM(ADAMS)TO ENSURE HARMONIZED, COORDINATED AND EFFECTIVE ANTI-DOPING PROGRAMS FOR DETECTION, DETERRENCE AND PREVENTION OF DOPING. SIGNING THIS FORM WILL INDICATE THAT I HAVE BEEN SO INFORMED AND THAT I GIVE MY EXPRESS CONSENT TO SUCH PROCESSING OF DATA.

I understand and agree that my application for a TUE will only be considered following the formal submission, by myself or by my ADO, of the present completed application form, as well as all relevant documents related to the application.

I understand and agree that my TUE related data will be made accessible through ADAMS to the authorized ADO, to WADA and to the Therapeutic Use Exemption Committee.

I understand and agree that if a TUE is granted, such TUE and the related information will be stored electronically in ADAMS for a minimum period 8 years, the period of 8 years being the period within which an action can be commenced following a violation of an anti-doping rule contained in the Code.

WADA, Anti-Doping Organizations and Therapeutic Use Exemption Committee will not disclose any of my TUE related information beyond those persons within their organization with a need to know according to the Code.

RELEASE

I hereby release WADA as well as ~~ADOs and TUE Committees~~ from all claims, demands, liabilities, damages, costs and expenses that I may have arising in connection with the processing of my TUE related data through ADAMS.

WITHDRAWAL OF CONSENT

I understand that I may at any time revoke my consent for the processing of my TUE related data through ADAMS. I also understand that as a consequence of such withdrawal of consent, I will not receive approval for a TUE or a renewal of an existing TUE.

競技者の署名：

(Athlete's Signature) _____

記入日： 01 日 04 月 2009 年

(Date) (d) (m) (y)

競技者が未成年の場合、または署名に障害のある競技者の場合は、当該親権者／保護者の署名と署名年月日を以下に記入してください。

(If the athlete is a minor or has a disability preventing him/her to sign this form, a parent or guardian shall sign together with or on behalf of athlete.)

親権者／保護者の署名：

(Parent's/Guardian's signature) _____

記入日： 01 日 04 月 2009 年

(Date) (d) (m) (y)

6. 注 (Notes)：

注 1
Note 1

診断内容 (Diagnosis)
診断内容を確認できる証明書を添付して、本申請書とともに提出しなければならない。この医学的証明書には、これまでの病歴、診療所見、検査結果及び画像所見をもれなく盛り込むこと。可能であれば、報告書又は書簡の写しを添付する。証明書の内容は、臨床上可能な限り客観的なものとし、立証不可能な状況にある場合には、他の中立的医師の診断書を本申請書の参考資料にすることができる。(Evidence confirming the diagnosis must be attached and forwarded with this application. The medical evidence should include a comprehensive medical history and the results of all relevant examinations, laboratory investigations and imaging studies. Copies of the original reports or letters should be included when possible. Evidence should be as objective as possible in the clinical circumstances and in the case of non-demonstrable conditions independent supporting medical opinion will assist this application.)

不備な申請書は差し戻されるので、完全な申請書にして再提出の必要がある。

(Incomplete Applications will be returned and will need to be resubmitted)

完成させた申請書を日本アンチ・ドーピング機構に提出し、記入済み申請書のコピー 1 部を大切に保管しておくこと。

(Please submit the completed form to the Japan Anti-Doping Agency and keep a copy of the completed form for your records.)

提出先：日本アンチ・ドーピング機構 TUE委員会

〒115-0056 東京都北区西が丘 3 丁目 15 番 1 号 国立スポーツ科学センター 4 階

FAX 03-5963-8031

↓ (JADA記入欄)

極秘資料

STRICTLY CONFIDENTIAL

p3/4

申請第 _____ 号
(Application No)

確 認 書

以下の6項目に☒することにより、各項目に該当していることの確認を行い、医療行為の正当性を確認してください。

- ☐ 医療行為は、特定選手の疾病または傷害を治療するために必要なものでなければならない、
- ☐ その状況下で、ドーピングの定義に該当しない有効な治療が他にないこと、
- ☐ その医療行為が選手の運動能力を高めないこと、
- ☐ その医療行為に先立って、選手の医学的診断がなされていること、
- ☐ その医療行為が資格のある医療担当者により、適切な医療環境においてきちんと実施されること、
- ☐ その医療行為にかかわる適切な記録が保持されており、閲覧できること。

日付： 年 月 日 医師の署名： _____

【TUE 申請時の添付資料】

TUE 申請時には、以下の書類を整えて申請してください。

TUE 申請書 + 確認書

+

添付資料

一般のTUE 申請の添付資料としては、

- 臨床経過を記載した文書
- 診察所見、必要に応じて写真
- 検査結果、必要に応じてデータ、報告書コピー
- 画像所見、フィルム

静脈内注入のTUE 申請の添付資料としては、

- 診断録の当該箇所のコピー、あるいは入院概要のコピーで可。
- 診断録のコピー、あるいは入院概要のコピーには、競技者氏名、生年月日、医療機関名、医療機関住所、医師氏名及び医師署名を記載のこと。

吸入ベータ2作用薬を申請する場合は、

- JADAのホームページより「JADA吸入ベータ2作用薬使用に関する情報提供書」をダウンロードし添付のこと